

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例

新旧対照表

新	旧
<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第九十八条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第一百十一条第一号において同じ。 )又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。同号において同じ。 )が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。同号において同じ。 )又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。同号において同じ。 )のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。 )を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第九十八条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。))に該当する小規模多機能型居宅介護(同法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。))をいう。以下この条及び第一百十一条第一号において同じ。 )の事業を行う者をいう。以下この条及び同号において同じ。 )が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護</p> <p>のち通いサービス(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。 )を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護の事業を行</p>

第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。

）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。次号及び第四号並びに第一百十二条第一号において「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号及び第一百十二条第

）事業所

をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項 に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。次号、第四号及び 第一百十二条第一号において「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所 に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を二十五人

二号において同じ。)にあつては、十八人)以下とすること

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。第百十二条第二号において同じ。

)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第百七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。

)は、機能を十分に発揮しつる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数

以下とすること

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。第百十二条第二号において同じ。

)を登録定員の二分の一から十五人

までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号)に規定する居間及び食堂をいう。

)は、機能を十分に発揮しつる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数

が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める従業者に係る基準及び従業者の員数を満たしていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第百十二条 基準該当短期入所事業者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 1 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓

が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める従業者に係る基準及び従業者の員数を満たしていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第百十二条 基準該当短期入所事業者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 1 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓

練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項又は第一百七十一条第六項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。次号において同じ。）を通いサービスの利用定員の三分の一から九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）までの範囲内とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号八又は第一百七十五条第二項第二号八に規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

附 則

第三条 略

（地域移行支援型ホームの特例）

練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護

のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項

に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。次号において同じ。）を通いサービスの利用定員の三分の一から九人

までの範囲内とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号八

に規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

附 則

第三条 略

第三条の二 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第百九十九条第一項（第二百二条の六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

一 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第八十九条第一項第二号の規定により県が定める区域をいう。）における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の量が、事業を開始する時点において同条第一項に規定する都道府県障害福祉計画で定める当該区域の指定共同生活援助等の必要な量に満たない場合に、当該区域において事業を行うものであること。

ロ 県における指定共同生活援助等の量が、事業を開始する時点において法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画で定める県の指定共同生活援助等の必要な量に満たないこと。

二 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第百九十九条第二項から第九項まで（第二百二条の六において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第百九十九条第二項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等)

第三条の三 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者(次条、第三条の五及び第三条の七において「地域移行支援型ホーム事業者」という。)が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間)

第三条の四 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活援助等を提供してはならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針)

第三条の五 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下この条において「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第三条の六 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第二百二条又は第二百二条の十二において準用

する第六十一条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第三条の四に定める期間内に附則第三条の五に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置)

第三条の七 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(以下この項において「地域移行推進協議会」という。)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下この項において「協議会等」という。)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(省令施行日において現に人所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

第四条 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(次条において「指定共同生活援助事業者等

(省令施行日において現に人所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

第四条 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(次条において「指定共同生活援助事業者等



」といひ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。次条において「基準省令」といふ。）の施行の日（次条及び附則第七条第一項において「省令施行日」といふ。）において現に人所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第百九十九条第一項（第二百二条の六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等

を行うことができる。

（指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第六条 第二百条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成三十年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第二百条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当する

」といひ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。次条において「基準省令」といふ。）の施行の日（次条及び附則第七条第一項において「省令施行日」といふ。）において現に人所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第百九十九条第一項（第二百二条の六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（次条において「指定共同生活援助の事業等」といふ。）を行うことができる。

（指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第六条 第二百条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第二百条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当する

ものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成三十年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

ものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。